

新旧対照表

「香川の証券総合取引約款」P8～36

(下線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 証券総合取引</p> <p style="text-align: center;">第2章 証券総合口座サービスの利用</p> <p style="text-align: center;">第3章 日本MRFの契約 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 有価証券の保護預り取引</p> <p>第1条～15条 (現行どおり)</p> <p>第16条 特別投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意</p> <p>振替法の施行に伴い、お客様が本章に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の①～⑤に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～⑤</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 株式等振替決済取引</p> <p>第1条～22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 会社の組織再編等に係る手続き</p> <p>(1) 当社は、振替株式等の発行者における<u>合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等</u>に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第23条の2～第44条 (現行どおり)</p> <p>第45条 契約の解除等</p> <p>第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 国債振替決済取引</p> <p>第1条～第13条 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 証券総合取引</p> <p style="text-align: center;">第2章 証券総合口座サービスの利用</p> <p style="text-align: center;">第3章 日本MRFの契約 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 有価証券の保護預り取引</p> <p>第1条～15条 (省 略)</p> <p>第16条 特別投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意</p> <p>振替法の施行に伴い、お客様が本章に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の①から掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①～⑤</p> <p>第17条～第19条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 株式等振替決済取引</p> <p>第1条～22条 (省 略)</p> <p>第23条 会社の組織再編等に係る手続き</p> <p>(1) 当社は、振替株式等の発行者における<u>合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等</u>に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>第23条の2～第44条 (省 略)</p> <p>第45条 契約の解除等</p> <p>第13章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。</p> <p>第46条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 国債振替決済取引</p> <p>第1条～第13条 (省 略)</p>

第14条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第7章 一般債振替決済取引

第1条～第15条

(現行どおり)

第16条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第17条

(現行どおり)

第8章 短期社債等振替決済取引

第1条～第13条

(現行どおり)

第14条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第9章 投資信託受益権振替決済取引

第1条～第14条

(現行どおり)

第15条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第10章 投資信託の累積投資取引

第1条～第9条

(現行どおり)

第10条 契約の解除等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第11条 その他

(現行どおり)

第14条 契約の解除等

第13章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第7章 一般債振替決済取引

第1条～第15条

(省 略)

第16条 契約の解除等

第13章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第17条

(省 略)

第8章 短期社債等振替決済取引

第1条～第13条

(省 略)

第14条 契約の解除等

第13章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第9章 投資信託受益権振替決済取引

第1条～第14条

(省 略)

第15条 契約の解除等

第13章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第10章 投資信託の累積投資取引

第1条～第9条

(省 略)

第10条 契約の解除等

第13章第1条、第2条及び第4条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第11条 その他

(省 略)

第11章 投信積立プランの契約

(新 設)

第1条 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の投資信託の定時定額購入に係る契約（以下「契約」といいます。）に関する取決めです。

第2条 申込み方法

お客様は、所定の申込書に必要事項を記入し、署名・お届出印捺印のうえ申込み、当社が承認した場合に、この契約を締結することができます。

第3条 買付銘柄の選定

お客様が、この契約によって買付することができる投資信託は、当社が選定する銘柄（以下「選定投資信託」といいます。）とし、その中から1銘柄以上を指定し、第2条により申込みを行うものとします（以下、指定された投資信託を「指定投資信託」といいます。）。

第4条 買付代金の払込方法の指定

お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を次の方法により払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円（つみたてNISA対象銘柄は1千円）以上かつ1千円の整数倍の金額とします。

都市銀行等の金融機関の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替

第5条 買付時期及び価額

(1) 当社は、お客様からの払込金の入金を確認した場合、次の定める時期に指定投資信託の買付の申込みがあったものとして取扱います。

指定預金口座からの振替の場合、毎月6日（休業日の場合はその翌営業日）から起算して6営業日後

(2) 上記(1)の買付価額は、各指定投資信託の目論見書に定める価額とします。

(3) 上記(1)にかかわらず、指定投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止又は取消した場合は、翌営業日以降最初を買付が可能になった日に買付を行います。

第6条 申込内容の変更

お客様は、所定の手続きによって当社に申出ることにより、払込の休止及び申込内容の変更を行うことができます。

第7条 選定投資信託の取扱い廃止

選定投資信託が次の①から③のいずれかに該当した場合、当社は当該選定投資信託の取扱いを廃止することができるものとします。この場合、当社は、当該取扱いの廃止について、当該選定投資信託の買付を行っているお客様に遅滞なく通知するものとします。

① 選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合

② 選定投資信託の買付口座数が当社が別に定める口座数以下となった場合

③ やむを得ない事情により、当社が選定投資信託の取扱いを行えなくなった場合

第8条 契約の解除

第14章第1条の規定は、本章においてこれを準用します。

第12章 国内外貨建債券取引

第1条～第8条

(現行どおり)

第13章 振込先指定方式の利用

第1条～第7条

(現行どおり)

第14章 雑 則

第1条～第4条

(現行どおり)

第5条 お客様が債務を履行されない場合の取扱い

(1) 国内の金融商品取引所の開設する金融商品市場における有価証券の売買等の取引に関して、お客様が当社の定める時限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は該当する金融商品取引所の受託契約準則に基づき、任意に当該売買等の取引を決済するために、お客様の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。

(2) 上記(1)の取引以外の非上場債券、非上場投資信託等の取引に関して、お客様が当社の定める時限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は任意に当該売買等を解除する措置又はお客様の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。

(3) 当社は、上記(1)及び(2)の反対売買又は売買等の解除により当社が損害を被った場合又はその他にお客様が履行されない債務がある場合、お客様が当社に預託する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償や債務の返済に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いをお客様に対し請求できるものとします。なお、お客様が当社に預託する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害や債務の返済の充当を行う日の当社が定める為替レートにより円貨に換えて充当できるものとし、充当が必要な通貨が円貨以外の場合も同様とします。

(4) お客様が上記(1)から(3)に該当している場合には、当社はお客様からの新たなご注文に応じないときがあります。

第6条～第7条

(現行どおり)

以 上

第11章 国内外貨建債券取引

第1条～第8条

(省 略)

第12章 振込先指定方式の利用

第1条～第7条

(省 略)

第13章 雑 則

第1条～第4条

(省 略)

(新 設)

第6条～第7条

(省 略)

以 上

新旧対照表

「外国証券取引口座約款」P37～43

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第4章 雑 則</p> <p>第23条～第29条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第30条 申込者が債務を履行されない場合の取扱い <u>申込者が債務を履行されない場合は、次の各号に定めるところにより、取扱うものとします。</u> <u>(1) 国内の金融商品取引所の開設する金融商品市場における有価証券の売買等の取引に関して、申込者が当社の定める時限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は該当する金融商品取引所の受託契約準則に基づき、任意に当該売買等の取引を決済するために、申込者の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。</u> <u>(2) 上記(1)の取引以外の非上場債券、非上場投資信託等の取引に関して、申込者が当社の定める時限までに、売付有価証券又は買付代金の全部を当社に交付しないときには、当社は任意に当該売買等を解除する措置又は申込者の計算において反対売買の措置をとることができるものとします。</u> <u>(3) 当社は、上記(1)及び(2)の反対売買又は売買等の解除により当社が損害を被った場合又はその他に申込者が履行されない債務がある場合、申込者が当社に預託する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償や債務の返済に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いを申込者に対し請求できるものとします。なお、申込者が当社に預託する金銭が円貨以外の場合で、当社が円貨による充当が必要と判断したときには、当該損害や債務の返済の充当を行う日の当社が定める為替レートにより円貨に換えて充当できるものとし、充当が必要な通貨が円貨以外の場合も同様とします。</u> <u>(4) 申込者が上記(1)から(3)に該当している場合には、当社は申込者からの新たなご注文に応じないときがあります。</u></p> <p>第31条 免責事項 (現行どおり)</p> <p>第32条 準拠法及び合意管轄 (現行どおり)</p> <p>第33条 約款の変更 (現行どおり)</p> <p>第34条 個人データの第三者提供に関する同意 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">外国証券に係る企業内容等の開示について (現行どおり)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第4章 雑 則</p> <p>第23条～第29条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第30条 免責事項 (省 略)</p> <p>第31条 準拠法及び合意管轄 (省 略)</p> <p>第32条 約款の変更 (省 略)</p> <p>第33条 個人データの第三者提供に関する同意 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">外国証券に係る企業内容等の開示について (省 略)</p>

新旧対照表

「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」P45～46

(下線部分変更)

新	旧
<p>第1条 約款の趣旨 (現行どおり)</p> <p>第2条 特定口座開設届出書等の提出 お客様が特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、<u>租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。</u></p> <p>2. お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、<u>その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</u></p> <p>3. お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>第3条 特定保管勘定における保管の委託等 第4条 特定信用取引勘定における処理 第5条 所得金額の計算 (現行どおり)</p> <p>第6条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲 当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p> <p>①特定口座開設届出書の提出後に<u>当社への買付の委託(当該買付の委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。)</u>により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受け入れる上場株式等</p> <p>③当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)又は<u>同条第4項に規定する売出しにより取得した上場株式等</u></p> <p>④当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち<u>当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</u></p> <p>⑤お客様が贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)<u>又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)</u>により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座、租税</p>	<p>第1条 約款の趣旨 (省 略)</p> <p>第2条 特定口座開設届出書等の提出 お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2. お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、<u>当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</u></p> <p>3. お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>第3条 特定保管勘定における保管の委託等 第4条 特定信用取引勘定における処理 第5条 所得金額の計算 (省 略)</p> <p>第6条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲 当社は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。</p> <p>①特定口座開設届出書の提出後に<u>当社への買付の委託</u>により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>②当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等</p> <p>③当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得した上場株式等</p> <p>④当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、<u>その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</u></p> <p>⑤<u>相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)</u>又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場</p>

特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

⑥特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、保管の委託等をする方法で行われるもの等、法令の定めにより特定口座への受入が認められているもの

- (イ) 株式、受益権の分割又は併合
- (ロ) 株式、新株予約権、新投資口予約権の無償割当により取得する上場株式等
- (ハ) 法人の合併、投資信託の併合
- (ニ) 法人の分割
- (ホ) 法人の株式分配
- (ヘ) 株式の交換等
- (ト) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約券の行使等

⑦特定口座以外の口座で管理されていた株式等について、次に掲げる事由により取得した上場株式等であり、特定口座への受入れに係る取得価額の確認を行うことができるもの

- (イ) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等
- (ロ) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い保険契約者に割当てられた株式
- (ハ) 金融商品取引所等の上場する日前から所有していた株式等
- (ニ) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人等の上場株式等

⑧前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

2. 当社は、お客様の特定信用取引勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引に関する事項のみを処理いたします。

第7条 譲渡の方法

第8条 源泉徴収

第9条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

第10条 特定口座内保管上場株式等の移管

(現行どおり)

第11条 相続又は遺贈による特定口座への受入れ

当社は、第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）⑤又は⑧に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第22号、第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第22号、第25号又は第26号及び同条第15項から17項まで若しくは同条第19項から第21項までに定めるところにより行います。

第12条 年間取引報告書の送付

当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

2. 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

3. 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

4. 当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年1月31日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

株式等で、所定の方法により当社の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

⑥特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、保管の委託等をする方法で行われるもの等、法令の定めにより特定口座への受入が認められているもの

- (イ) 株式、受益権の分割又は併合
- (ロ) 株式、新株予約権、新投資口予約権の無償割当により取得する上場株式等
- (ハ) 法人の合併、投資信託の併合
- (ニ) 法人の分割

(新 設)

(ホ) 株式の交換等

(ヘ) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約券の行使等

⑦特定口座以外の口座で管理されていた株式等について、次に掲げる事由により取得した上場株式等であり、特定口座への受入れに係る取得価額の確認を行うことができるもの

- (イ) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等
- (ロ) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴い保険契約者に割当てられた株式
- (ハ) 金融商品取引所等の上場する日前から所有していた株式等
- (ニ) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人等の上場株式等

⑧前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

2. 当社は、お客様の特定信用取引勘定においては特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引に関する事項のみを処理いたします。

第7条 譲渡の方法

第8条 源泉徴収

第9条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知

第10条 特定口座内保管上場株式等の移管

(省 略)

第11条 相続又は遺贈による特定口座への受入れ

当社は、第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）⑤に規定する上場株式等の受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。

第12条 年間取引報告書の送付

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

2. 特定口座の廃止によりこの契約が解除されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

3. 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

4. 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。

第 13 条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

①お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

②お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、同法第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき

③租税別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第 14 条 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書の交付

第 15 条 合意管轄

第 16 条 約款の変更

(現行どおり)

以 上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書
特定管理口座約款

(現行どおり)

以 上

第 13 条 契約の解除

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

①お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

(新 設)

②租税別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第 14 条 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書の交付

第 15 条 合意管轄

第 16 条 約款の変更

(省 略)

以 上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
特定口座内保管上場株式等の取扱いに係る説明書
特定管理口座約款

(省 略)

以 上

新旧対照表

「非課税上場株式等管理に関する約款」P50～53

(下線部分変更)

新	旧
<p>約款の趣旨 (現行どおり)</p> <p>非課税口座開設届出書等の提出等 第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付真選書」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>2018</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以</p>	<p>約款の趣旨 (省 略)</p> <p>非課税口座開設届出書等の提出等 第2条 非課税口座開設届出書等の提出等 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等(住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、)、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、<u>平成30</u>年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、)又は「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書の交付申請書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2. 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税</p>

前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7. 2017年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条 非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

第3条の2 累積投資勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提出があった場合には、同日）において設けられます。

第4条 非課税管理勘定又は累積投資勘定における処理

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累

管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃止通知書」を交付します。

7. 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年度分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条 非課税管理勘定の設定

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げる株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（新設）

第4条 非課税管理勘定における処理

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理いたします。

（新設）

積投資勘定において処理いたします。

第5条 非課税口座に受入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のうち当社の非課税口座で取扱う銘柄のみを受入れます。

①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③租税特別措置法施行令第25条13第11項各号に規定する上場株式等

2. 前項にかかわらず、当社の定めるところにより、非課税管理勘定に受入れない上場株式等があります。

第5条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条14第1項2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみ受け入れます。

①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日に属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

②租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等

2. 前項にかかわらず、当社が定めるところにより、累積投資勘定に受入れない上場株式等があります。

3. 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引について、販売及び解約に係る手数料並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付及び売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位（1口また

第5条 非課税口座に受入れる上場株式等の範囲

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のうち当社の非課税口座で取扱う銘柄のみを受入れます。

①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等

②租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等

（新 設）

（新 設）

（新 設）

は共有持分の割合である場合は1単位)は1,000円以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいただきません。

第6条 譲渡の方法

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2. 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受入れなかったものであって、非課税口座に受入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2. 租税特別措置法第37条14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係る)ものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条 非課税管理勘定終了時の取扱い

この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①お客様から当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他

第6条 譲渡の方法

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(新設)

第7条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知

非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(第5条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受入れなかったものであって、非課税口座に受入れた後直ちに当該非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(新設)

第8条 非課税管理勘定終了時の取扱い

この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次のいずれかにより取扱うものとします。

①第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管

必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合

非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

②お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合

特定口座への移管

③前各号に掲げる場合以外の場合

一般口座への移管

第8条の2 累積投資勘定終了時の取扱い

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)

2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合

特定口座への移管

②前号に掲げる場合以外の場合

一般口座への移管

第9条 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。

①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又は租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合

当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

②当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合

お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認時間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入を行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き

お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出いただく必要があります。

2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の9月30日までに、当社に対して「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更

先の非課税管理勘定において既に受入れた上場株式等の取得対価の額と合計して120万円を超えないものに限ります。)

②非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座（他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座をいいます。）への移管（特定口座への移管は、お客様が特定口座を開設されている場合に限り。）

（新 設）

（新 設）

第9条 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等

当社は、第5条第1号ロ及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13第9項第1号又は第2号に定めるところにより行います。

（新 設）

用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成した日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。

3. 2024年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第11条 非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法

お客様が非課税管理勘定又は累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第12条 非課税口座取引である旨の明示

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

2お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。

第13条 契約の解除

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日(出国日)
- ④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日

(削 除)

第14条 合意管轄

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第10条 非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法

お客様が非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式(金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF(上場証券投資信託)、上場REIT(不動産投資信託)及び上場JDR(日本版預託証券)を含みます。)について支払われる配当金及び分配金(以下「配当金等」といいます。)を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

第11条 非課税口座取引である旨の明示

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。)

2お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもののから譲渡することとさせていただきます。

第12条 契約の解除

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ①お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日
- ②租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合
出国日
- ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日の翌日(出国日)
- ④お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑤お客様がこの約款の変更に同意されないとき

第13条 合意管轄

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 15 条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

附則

この約款は、2018 年 10 月 1 日より適用させていただきます。

以 上

第 14 条 約款の変更

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

以 上